

II 法定外福利費

独立行政法人101法人の平成20年度における福利厚生費の支出総額は1,644億円となつており、このうち法定外福利費は123億円となっている。

各法人における法定外福利費の支出状況^(注)をみると、以下の支出について、多くの法人において、法人からの支出を行っていない又は平成20年度以降、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、法人からの支出を廃止するよう見直しが行われている状況にある。

(注) 1 法定外福利費の区分については、「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の水準の公表」における法定福利費の記載要領を参考にしている。

2 法定外福利費のうち住宅関連及び医療・健康関連については、国や民間企業においても一般的に支出されていると考えられることから、今回の取りまとめからは除外している。

① 互助組織に対する支出（表II-1参照。）

互助組織（法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。）に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中31法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は11法人、支出を削減（負担率の引き下げ等）している法人は13法人である。

② 文化・体育・レクリエーションに関する事業（表II-2-①から③参照。）

文化・体育・レクリエーションに関する事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中57法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は33法人、一部事業に対する支出の廃止又は事業内容の見直しを行うこととしている法人は17法人である。

また、文化・体育・レクリエーションに関する事業に含まれる具体的な事業のうち、例えば、「職場親睦活動等の補助に係るもの」については、平成19年度に法人から支出を行っていた36法人のうち35法人が20年度以降支出を廃止することとしており、「クラブ活動等の補助に係るもの」については、19年度に法人からの支出を行っていた25法人のうち20法人が20年度以降、法人からの支出を廃止することとしている。

(注) 「レクリエーション経費」については、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）により、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされている。

③ 職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業（表II-3参照。）

職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中27法人であった。このうち20年度以降、法人からの支出を廃止することとしている法人は20法人である。

④ 慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業（表II-4参照。）

慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中81法人である。このうち20年度以降、支出を廃止することとしている法人は2法人、一部事業に対する支出の廃止又は事業内容の見直しを行うこととしている法人は17法人である。

⑤ 福利厚生代行サービス、カフェテリアプラン（表II-5参照。）

福利代行サービス（福利厚生全般の運営のサービスを提供するアウトソーサーと契約（外部委託））、カフェテリアプラン（従業員に費用と連動したポイントを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度）に対して、平成19年度に支出を行っていた法人は101法人中18法人であった。このうち20年度以降、支出を廃止している法人は7法人である。